

【公表】

整理番号	118
契約番号	5農振財契第1151号
件名	令和6年度マス用養魚飼料の購入(複数単価契約)
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	別紙仕様書のとおり
概要	別紙仕様書のとおり
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務の契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和6年2月28日(水) 午前11時00分(入札期間などの詳細は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和6年2月5日(月)午前10時から令和6年2月13日(火)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとしします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとしします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 奥多摩さかな養殖センター 住所 東京都西多摩郡奥多摩町小丹波720 電話 0428-85-2028

仕 様 書

1. 件 名 令和6年度マス用養魚飼料の購入（複数単価契約）（準備契約）
2. 購入飼料 下記表のとおり
3. 購入数量 下記表のとおり
4. 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
5. 納入場所
 - 1) 東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 720 番地
公益財団法人 東京都農林水産振興財団
東京都奥多摩さかな養殖センター（入川）内飼料庫
 - 2) 東京都西多摩郡奥多摩町海沢 53 番地
公益財団法人 東京都農林水産振興財団
東京都奥多摩さかな養殖センター（海沢）内飼料庫
6. 納 期 発注後 10 日以内の養殖センターが指定した日時（平日の 9 時から 16 時の間に配達することを基本とする。）
7. 発注方法 東京都奥多摩さかな養殖センターから発注指示書を交付し、数量と納期を指定する（年 40 回程度）。
8. 支払条件 検査合格後、毎月末に当該月分を合計して請求することができる。

9. その他

(1) 納入された飼料に起因する魚病の発生があったときは、以後の発注指示を見合わせる。

(2) 発注限度額等について

本契約において、推定総金額（税込）を超えて発注することはできない。また、発注金額が推定総金額（税込）に達した場合又は達する可能性が見込まれる場合は、契約期間の満了前であっても当該契約を終了することがある。更に発注金額が推定総金額（税込）に達しない場合であっても契約期間の満了をもってこの契約は終了するものとする。なお、いずれの場合においても、受託者は契約の終了に関して異議を主張できないものとする。

(3) 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- 1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関

する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は
写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(4)暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

10. 連絡先 （公財）東京都農林水産振興財団 奥多摩さかな養殖センター（入川）
東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 720 番地 TEL. 0428-85-2028

表 購入想定飼料及び数量

品名（用途と形態）	区分	対象魚の大きさ	購入想定数量	単位
マス類稚魚用餌付け用	鱒稚魚用	～0.5 g	500	Kg
マス類稚魚用クランブル	鱒稚魚用	0.5～10 g	6,400	Kg
マス類育成用ペレット	鱒育成用	10～300 g	20,000	Kg
マス類親魚用（色揚げ有）	鱒親魚用	300 g～	6,400	Kg

特記事項

- 1) 納入品は発注から最新の製造ロット（3ヶ月以内）で、油焼け、カビ等のない良好な品質のものであること。
- 2) 万が一、上記1)の条件を満たすことができない場合、契約した飼料と同等以上の品質の飼料で3ヶ月以内に製造したものを代替品として納入すること。なお、その際の契約額変更は行わない。
- 3) マス類稚魚用餌付けは、粗タンパクが50%以上であり、ビタミン等が十分添加されていること。
- 4) マス類稚魚用クランブルは、EP（エクストルーダー加工されたもの）飼料であること。
- 5) マス類育成用ペレットは、EP（エクストルーダー加工されたもの）飼料もしくは、EX（エクспанダー加工されたもの）であること。
- 6) マス類親魚用飼料は、アスタキサンチン等が添加されており、色揚げ効果を有すること。

7) 契約締結後、直ちに上記表 1 に該当する飼料のカタログ及びサンプル各 2 セットを奥多摩さかな養殖センター宛送付すること。

8) 発注品は原則として一括で納品すること。